

育児・介護休業規程

第1章 目的

第1条【目的】この規程は、就業規則第21条乃至第22条に基づき株式会社リバストーンモデル（以下、当事業所という。）に勤務する従業員の育児休業（出生時育児休業含む、以下同じ。）、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限並びに育児・介護短時間勤務等に関する取扱いについて定めるものである。

第2章 育児休業制度

1 育児休業

第2条【育児休業の対象者】育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く）であって、1歳に満たない子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあっては、申出時点において、子が1歳6か月（本条第五項又は第六項の申出にあっては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り育児休業をすることができる。

二．配偶者が従業員と同じ日から又は従業員より先に育児休業又は出生時育児休業をしている場合、従業員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間、育児休業期間及び出生時育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

三．次のいずれにも該当する従業員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第五条第三項に基づく休業を子の1歳の誕生日から開始する場合は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 従業員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(イ) 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳の誕生日以降に本項の休業をしたことがないこと

四．前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第一項に基づく休業（配偶者の死亡等特別な事情による3回目以降の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した従業員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

五．次のいずれにも該当する従業員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳6か月の誕生日に当日に限るものとする。ただし、配偶者が育児・介護休業法第五条第四項に基づく休業を子の1歳6か月の誕生日に当日から開始する場合

は、配偶者の育児休業終了予定日の翌日以前の日を開始日とすることができる。

(1) 従業員又は配偶者が子の1歳6か月の誕生日に当日の前日に育児休業をしていること

(2) 次のいずれかの事情があること

(ア) 保育所等に入所を希望しているが、入所できない場合

(イ) 従業員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6か月以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

(3) 子の1歳6か月の誕生日に当日以降に本項の休業をしたことがないこと

六．前項にかかわらず、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより本条第三項又は第四項に基づく育児休業（再度の休業を含む）が終了し、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した従業員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。

第3条【育児休業の申出の手続等】育児休業をすることを希望する従業員は、原則として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1か月前（第2条第三項から第六項に基づく1歳および1歳6か月を超える休業の場合は、2週間前）までに育児休業申出書を当事業所に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の有期契約従業員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を育児休業開始予定日として、育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

二．第2条第一項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき2回までとする。

(1) 第2条第一項に基づく休業をした者が本条第一項後段の申出をしようとする場合

(2) 配偶者の死亡等特別な事情がある場合

三．第2条第三項又は第四項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 第2条第三項又は第四項に基づく休業をした者が本条第一項後段の申出をしようとする場合

(2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第三項又は第四項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

四．第2条第五項又は第六項に基づく休業の申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。

(1) 第2条第五項又は第六項に基づく休業をした者が本条第一項後段の申出をしようとする場合

(2) 産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業が始まったことにより第2条第五項又は第六項に基づく育児休業が終了したが、終了事由である産前・産後休業等に係る子又は介護休業に係る対象家族が死亡等した場合

五．当事業所は、育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

六．育児休業申出書が提出されたときは、当事業所は速やかに当該育児休業申出書を提出した者（以下この章において「育休申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

七．申出の日後に申出に係る子が出生したときは、育休申出者は、出生後2週間以内に当事業所に育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

第 4 条【育児休業の申出の撤回等】育休申出者は、育児休業開始予定日の前日までは、育児休業申出撤回届を当事業所に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。

二. 育児休業申出撤回届が提出されたときは、当事業所は速やかに当該育児休業申出撤回届を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

三. 第 2 条第一項に基づく休業の申出の撤回は、撤回 1 回につき 1 回休業したものとみなす。第 2 条第三項又は第四項及び第五項又は第六項に基づく休業の申出を撤回した者は、特別の事情がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第 2 条第一項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第三項又は第四項及び第五項又は第六項に基づく休業の申出をすることができ、第 2 条第三項又は第四項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第五項又は第六項に基づく休業の申出をすることができる。

四. 育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、当事業所にその旨を通知しなければならない。

第 5 条【育児休業の期間等】育児休業の期間は、原則として、子が 1 歳に達するまで（第 2 条第三項から第七項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた時期まで）を限度として育児休業申出書に記載された期間とする。

二. 本条第一項にかかわらず、当事業所は、育児・介護休業法の定めるところにより育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

三. 従業員は、育児休業期間変更申出書により当事業所に、育児休業開始予定日の 1 週間前までに申し出ることにより、育児休業開始予定日の繰り上げ変更を、また、育児休業を終了しようとする日（以下「育児休業終了予定日」という。）の 1 か月前（第 2 条第三項から第六項に基づく休業をしている場合は、2 週間前）までに申し出ることにより、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

育児休業開始予定日の繰り上げ変更及び育児休業終了予定日の繰り下げ変更とも、原則として第 2 条第一項に基づく休業 1 回につき 1 回に限り行うことができるが、第 2 条第三から第六項に基づく休業の場合には、第 2 条第一項に基づく休業とは別に、子が 1 歳から 1 歳 6 か月に達するまで及び 1 歳 6 か月から 2 歳に達するまでの期間内で、それぞれ 1 回、育児休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。

四. 育児休業期間変更申出書が提出されたときは、当事業所は速やかに当該育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、育児休業取扱通知書を交付する。

五. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、育児休業は終了するものとし、当該育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から 2 週間以内であって、当事業所と本人が話し合いで決定した日とする。）

(2) 育児休業に係る子が 1 歳に達した場合等

子が 1 歳に達した日（第 2 条第三項に基づく休業の場合を除く。第 2 条第四項又は第五項に基づく休業の場合は、子が 1 歳 6 か月に達した日。第 2 条第六項又は第七項に基づく休業の場合は、子が 2 歳に達した日。）

(3) 育休申出者について、産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業期間が始まった場合

産前・産後休業、出生時育児休業、介護休業又は新たな育児休業の開始日の前日

(4) 第 2 条第三項に基づく休業において、誕生日以後の産前・産後休業期間と育児休業（出生時育児休業含む）期間との合計が 1 年に達した場合

当該 1 年に達した日

六. 本条第五項第 1 号の事由が生じた場合には、育休申出者は原則として当該事由が生じた日に当事業所にその旨を通知しなければならない。

2 出生時育児休業（産後パパ育休）

第 6 条【出生時育児休業の対象者】育児のために休業することを希望する従業員（日雇従業員を除く）であって、産後休業をしておらず、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から 8 週間以内の子と同居し、養育する者は、この規則に定めるところにより出生時育児休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあつては、申出時点において、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から 8 週間を経過する日の翌日から 6 か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

第 7 条【出生時育児休業の申出の手続等】出生時育児休業をすることを希望する従業員は、原則として出生時育児休業を開始しようとする日（以下「出生時育児休業開始予定日」という。）の 2 週間前までに出生時育児休業申出書を当事業所に提出することにより申し出るものとする。なお、出生時育児休業中の有期契約従業員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を出生時育児休業開始予定日として、出生時育児休業申出書により再度の申出を行うものとする。

二. 第 6 条第一項に基づく休業の申出は、一子につき 2 回まで分割できる。ただし、2 回に分割する場合は 2 回分まとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は後の申出を拒む場合がある。

三. 当事業所は、出生時育児休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

四. 出生時育児休業申出書が提出されたときは、当事業所は速やかに当該出生時育児休業申出書を提出した者（以下この章において「出生時育休申出者」という。）に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

五. 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、出生時育休申出者は、出生後 2 週間以内に当事業所に出生時育児休業対象児出生届を提出しなければならない。

第 8 条【出生時育児休業の申出の撤回等】出生時育休申出者は、出生時育児休業開始予定日の前日までは、出生時育児休業申出撤回届を当事業所に提出することにより、出生時育児休業の申出を撤回することができる。

二. 出生時育児休業申出撤回届が提出されたときは、当事業所は速やかに当該出生時育児休業申出撤回届を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

三. 第 6 条第一項に基づく休業の申出の撤回は、撤回 1 回につき 1 回休業したものとみなし、みなし含め 2 回休業した場合は同一の子について再度申出をすることができない。

四. 出生時育児休業開始予定日の前日までに、子の死亡等により出生時育休申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなった場合には、出生時育児休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、出生時育休申出者は、原則として当該事由が発生した日に、当事業所にその旨を通知しなければならない。

第 9 条【出生時育児休業の期間等】出生時育児休業の期間は、原則として、子の出生後 8 週間以内のうち 4 週間(28 日)を限度として出生時育児休業申出書に記載された期間とする。

二. 本条第一項にかかわらず、当事業所は、育児・介護休業法の定めるところにより出生時育児休業開始予定日の指定を行うことができる。

三. 従業員は、出生時育児休業期間変更申出書により当事業所に、出生時育児休業開始予定日の 1 週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業開始予定日の繰り上げ変更を休業 1 回につき 1 回、また、出生時育児休業を終了しようとする日(以下「出生時育児休業終了予定日」という。)の 2 週間前までに申し出ることにより、出生時育児休業終了予定日の繰り下げ変更を休業 1 回につき 1 回行うことができる。

四. 出生時育児休業期間変更申出書が提出されたときは、当事業所は速やかに当該出生時育児休業期間変更申出書を提出した者に対し、出生時育児休業取扱通知書を交付する。

五. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、出生時育児休業は終了するものとし、当該出生時育児休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子の死亡等出生時育児休業に係る子を養育しないこととなった場合

当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から 2 週間以内であって、当事業所と本人が話し合いの上決定した日とする。)

(2) 子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から 8 週間を経過した場合

子の出生日の翌日又は出産予定日の翌日のいずれか遅い方から 8 週間を経過した日

(3) 子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が 28 日に達した場合

子の出生日(出産予定日後に出生した場合は、出産予定日)以後に出生時育児休業の日数が 28 日に達した日

(4) 出生時育児休業申出者について、産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業期間が始まった場合

産前・産後休業、育児休業、介護休業又は新たな出生時育児休業の開始日の前日

六. 本条第五項第 1 号の事由が生じた場合には、出生時育児休業申出者は原則として当該事由が生じた日に当事業所にその旨を通知しなければならない。

第 3 章 介護休業制度

第 10 条【介護休業の対象者】要介護状態にある家族を介護する従業員(日雇従業員を除く)は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、有期契約従業員にあっては、申出時点において、介護休業を開始しようとする日(以下、「介護休業開始予定日」という。)から 93 日経過日から 6 か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでない者に限り介護休業をすることができる。

二. この要介護状態にある家族とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次の者をいう。

(1) 配偶者

(2) 父母

(3) 子

(4) 配偶者の父母

(5) 祖父母、兄弟姉妹または孫

(6) 上記以外の家族で当事業所が認めた者

第 11 条【介護休業の申出の手続き等】介護休業をすることを希望する従業員は、原則として介護休業開始予定日の 2 週間前までに、介護休業申出書を当事業所に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の有期契約従業員が労働契約を更新するに当たり、引き続き休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。

二. 申出は、対象家族 1 人につき 3 回までとする。ただし、本条第一項の後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りでない。

三. 当事業所は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

四. 介護休業申出書が提出されたときは、当事業所は速やかに当該介護休業申出書を提出した者(以下この章において「申出者」という。)に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

第 12 条【介護休業の申出の撤回等】申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出撤回届を当事業所に提出することにより、介護休業の申出を撤回することができる。

二. 介護休業申出撤回届が提出されたときは、当事業所は速やかに当該介護休業申出撤回届を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

三. 同一対象家族について 2 回連続して介護休業の申出を撤回した者について、当該家族について再度の申出はすることができない。ただし、当事業所がこれを適当と認めた場合には、申し出ることができるものとする。

四. 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、当事業所にその旨を通知しなければならない。

第 13 条【介護休業の期間等】介護休業の期間は、対象家族 1 人につき、原則として、通算 93 日の範囲内で、介護休業申出書に記載された期間とする。

二. 本条第一項にかかわらず、当事業所は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。

三. 従業員は、介護休業期間変更申出書により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定日」という。)の 2 週間前までに当事業所に申し出ることにより、介護休業予定日の繰り下げ変更を行うことができる。この場合において、介護休業開始予定日から変更後の介護休業終了予定日までの期間は通算 93 日の範囲を超えないことを原則とする。

四. 介護休業期間変更申出書が提出されたときは、当事業所は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業取扱通知書を交付する。

五. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合

当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から 2 週間以内であって、当事業所と本人が話し合いの上決定した日とする。)

(2) 申出者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業が始まった場合

産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日

六. 本条第五項第 1 号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた

日に当事業所にその旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護休暇

- 第14条【子の看護休暇】小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、又は疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、入社日からの期間とする。
- 二．子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 三．取得しようとする者は、原則として、子の看護休暇申出書を事前に当事業所に申し出るものとする。
- 四．本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 五．賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する賞与は支給しない。
- 六．定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

第5章 介護休暇

- 第15条【介護休暇】要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く）は、当該家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、入社日からの期間とする。
- 二．介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続又は終業時刻まで連続して取得することができる。
- 三．取得しようとする者は、原則として、介護休暇申出書を事前に当事業所に申し出るものとする。
- 四．本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した額を支給する。
- 五．賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、労務提供のなかった時間に対応する賞与は支給しない。
- 六．定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間を通常の勤務をしているものとみなす。

第6章 所定外労働の制限

- 第16条【育児・介護のための所定外労働の制限】3歳に満たない子を養育する従業員（日雇従業員を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する従業員（日雇従業員を除く）が当該家族を介護するために請求した場合には、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。
- 二．請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条に

において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働制限請求書を当事業所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、次条第三項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。

- 三．当事業所は、所定外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。
- 四．請求の日後に請求に係る子が出生したときは、所定外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に当事業所に所定外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。
- 五．制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、当事業所にその旨を通知しなければならない。
- 六．次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
- (2) 制限に係る子が3歳に達した場合
当該3歳に達した日
- (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 七．本条第六項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、当事業所にその旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

- 第17条【育児・介護のための時間外労働の制限】小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第十六条の規定及び時間外労働に関する協定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超えて時間外労働をさせることはない。
- 二．本条第一項にかかわらず、次の(1)から(3)のいずれかに該当する従業員からの時間外労働の制限の請求は拒むことができる。
- (1) 日雇従業員
- (2) 入社1年未満の従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- 三．請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限請求書を当事業所に提出するものとする。この場合において、制限期間は、前条第二項に規定する制限期間と重複しないようにしなければならない。
- 四．当事業所は、時間外労働制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明

書の提出を求めることがある。

五. 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、時間外労働制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に当事業所に時間外労働制限対象児出生届を提出しなければならない。

六. 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、当事業所にその旨を通知しなければならない。

七. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 八. 本条第七項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、当事業所にその旨を通知しなければならない。

第8章 深夜業の制限

第18条【育児・介護のための深夜業の制限】小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する従業員が当該家族を介護するために請求した場合には、就業規則第十六条の規定にかかわらず、事業の正常な運営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

二. 本条第一項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員からの深夜業の制限の請求は拒むことができる。

- (1) 日雇従業員
- (2) 入社1年未満の従業員
- (3) 請求に係る家族の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する従業員
(ア) 深夜において就業していない者（1か月について深夜における就業が3日以下の者を含む。）であること。
(イ) 心身の状況が請求に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること。
(ウ) 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産予定でなく、かつ産後8週間以内でない者であること。
- (4) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員
- (5) 所定労働時間の全部が深夜にある従業員

三. 請求をしようとする者は、1回につき、1か月以上6か月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定日の1か月前までに、育児・介護のための深夜業制限請求書を当事業所に提出するものとする。

四. 当事業所は、深夜業制限請求書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めることがある。

五. 請求の日後に請求に係る子が出生したときは、深夜業制限請求書を提出した者（以下この条において「請求者」という。）は、出生後2週間以内に当事業所に深夜業制限対象児出生届を提出しなければならない。

六. 制限開始予定日の前日までに、請求に係る子又は家族の死亡等により請求者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、請求されなかったものとみなす。この場合において、請求者は、原則として当該事由が発生した日に、当事業所にその旨を通知しなければならない。

七. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 子又は家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日
 - (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
 - (3) 請求者について、産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業が始まった場合
産前・産後休業、育児休業、出生時育児休業又は介護休業の開始日の前日
- 八. 本条第七項第1号の事由が生じた場合には、請求者は原則として当該事由が生じた日に、当事業所にその旨を通知しなければならない。
- 九. 制限期間中の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給与と諸手当の全額を支給する。
- 十. 深夜業の制限を受ける従業員に対して、当事業所は必要に応じて昼間勤務へ転換させることがある。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

第19条【育児短時間勤務】3歳に満たない子を養育する従業員は、申し出ることにより、就業規則第九条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。（1歳に満たない子を育てる女性従業員は更に別途30分ずつ2回の育児時間を請求することができる。）

二. 本条第一項にかかわらず、日雇従業員及び1日の所定労働時間が6時間以下である従業員からの育児短時間勤務の申出は拒むことができる。

三. 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間について、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の1か月前までに、育児短時間勤務申出書により当事業所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、当事業所は速やかに申出者に対し、育児短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第3条から第5条までの規定（第3条第二項及び第4条第三項を除く。）を準用する。

四. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給与と諸手当の全額を支給する。

五. 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

六. 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第20条【介護短時間勤務】要介護状態にある家族を介護する従業員は、申し出ることにより、当該家族1人当たり利用開始の日から3年の間で2回までの範囲内で、就業規則第九

条の所定労働時間について、以下のように変更することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は、午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。

二. 本条第一項にかかわらず、日雇従業員からの介護短時間勤務の申出は拒むことができる。

三. 申出をしようとする者は、短縮を開始しようとする日及び短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として、短縮開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書により当事業所に申し出なければならない。申出書が提出されたときは、当事業所は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書を交付する。その他適用のための手続等については、第11条から第13条の規定を準用する。

四. 本制度の適用を受ける間の給与については、別途定める給与規定に基づく労務提供のなかった時間分に相当する額を控除した基本給と諸手当の全額を支給する。

五. 賞与については、その算定対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、短縮した時間に対応する賞与は支給しない。

六. 定期昇給及び退職金の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第10章 育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の防止

第21条【禁止行為】すべての従業員は、職場内において妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント行為をしてはならない。また、自社の従業員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

第22条【懲戒】前条の行為を行った場合、就業規則第四十九条乃至第五十六条に定める懲戒処分を行う。

第23条【相談及び苦情への対応】職場におけるハラスメントに関する相談窓口は本社及び各事業場で設けることとし、その責任者は人事部長とする。人事部長は、窓口担当者の名前を人事異動等の変更の都度、周知するとともに、担当者に対する対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。

第24条【再発防止の義務】人事部長は職場におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止策を講じなければならない。

第11章 その他の事項

第25条【給与等の取扱い】育児・介護休業の期間については、基本給その他の月毎に支払われる給与は支給しない。

二. 賞与については、その算定対象期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数により日割りで計算した額を支給する。

三. 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業期間中に定期昇給日が到来した者については、復職後に昇給させるものとする。

四. 退職金の算定に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務したのものとして勤続年数を計算するものとする。

第26条【介護休業期間中の社会保険料の取扱い】介護休業により給与が支払われない月にお

ける社会保険料の被保険者負担分は、各月に当事業所が納付した額を翌月給料日までに従業員に請求するものとし、従業員は当事業所が指定する日までに支払うものとする。

第27条【円滑な取得及び職場復帰支援】当事業所は、従業員から本人又は配偶者が妊娠・出産等したこと又は本人が対象家族を介護していることの申出があった場合は、当該従業員に対して、円滑な休業取得及び職場復帰を支援するために、個別に育児休業に関する制度等（育児休業、出生時育児休業、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援制度、育児休業等の申出先、育児・介護休業給付に関すること、休業期間中の社会保険料の取扱い、育児・介護休業中及び休業後の待遇や労働条件など）の周知及び制度利用の意向確認を実施する。

第28条【復職後の勤務】育児・介護休業後の勤務は、原則として、休業直前の部署および職務とする。

二. 本条第一項にかかわらず、本人の希望がある場合及び組織の変更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定日の1か月前、介護休業終了予定日の2週間前までに正式に決定し通知する。

第29条【育児目的休暇】小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、当該子が1人の場合は1年間につき3日、2人以上の場合は1年間につき5日を限度として、育児目的休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

二. 取得しようとする者は、原則として、育児目的休暇申出書を事前に当事業所に申し出るものとする。

第30条【年次有給休暇】年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日は出勤したものとみなす。

第31条【法令との関係】育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の制限、育児・介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに所定労働時間の短縮措置等に関して、この規定に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令の定める義務規程による。

付 則

1. 本規程は、令和 年 月 日から施行する。